

# 国の施策等に関する提案・要望

令和5年6月

群馬県

群馬県政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本県では、「新・群馬県総合計画」に基づき、20年後に群馬県が目指す「年齢や性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、すべての県民が、誰一人取り残されることなく、自ら思い描く人生を生き、幸福を実感できる自立分散型の社会」の実現に向け、各種施策の推進に全力で取り組んでいるところです。新型コロナウイルス感染症の分類が5類に移行された今、新しい群馬県を創るべく、本格的に取り組を進める時が来たと考えています。

この提案・要望は、県政の推進にあたり、本県が課題と考える事項について取りまとめたものです。

つきましては、本県の実情を十分に御理解いただき、令和6年度の施策の展開及び予算編成において、特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

群馬県知事 山本 一太

## 目 次

### ■ 地方行政・地域創生

- 1 地方財政の充実・強化について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 現下の犯罪情勢に対応する治安基盤の充実・強化について・・・・・・・・・・ 3
- 3 多文化共生・共創社会の実現に向けた施策の推進について・・・・・・・・・・ 4
- 4 芸術団体の水準向上・活動継続への支援について・・・・・・・・・・ 6
- 5 世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」の継承について・・・・・・・・・・ 7
- 6 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催に向けた財政支援等  
について（冬季大会含む）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

### ■ 生活こども

- 7 消費者行政の充実・強化について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 8 消費生活相談のDX化等にかかる対応について・・・・・・・・・・・・ 10
- 9 こどもの貧困対策推進について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 10 子ども・子育て支援の「質の向上」について・・・・・・・・・・・・ 12
- 11 児童養護施設等における職員配置の充実について・・・・・・・・・・・・ 13
- 12 自画撮り被害防止について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

### ■ 健康福祉

- 13 医師の偏在解消に向けた取組について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 14 地域における包括的な支援体制の整備について・・・・・・・・・・・・ 16
- 15 介護人材確保対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 16 AYA世代のがん患者及びがん経験者への支援について・・・・・・・・・・ 18
- 17 帯状疱疹ワクチンの早期の定期接種化について・・・・・・・・・・・・ 19
- 18 就労継続支援事業の評価見直しについて・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 19 障害児者が地域で安心して生活できる支援体制の整備について・・・・・・・・ 21
- 20 国による福祉医療制度の創設及び国庫負担金等の削減措置の廃止について・ 22
- 21 持続可能で安定的な国民健康保険制度の構築について・・・・・・・・・・・・ 23

### ■ 環境森林

22	食品ロス対策について	24
23	低濃度PCB廃棄物等の適正処理推進に向けた支援等について	25
24	森林資源情報等のデジタル化への支援について	27

## ■ 農政

25	持続可能な農漁業経営のための施策の充実について	28
26	農地中間管理事業について	30
27	外国人技能実習制度における、冬期の一時帰国を含めた技能実習2号 計画の容認について	31
28	野生鳥獣被害対策の取組強化について	33
29	普及事業の取組強化について	34
30	野菜価格安定制度と農業経営収入保険制度の同時加入について	35
31	経営所得安定対策の拡充・強化について	36
32	蚕糸業の維持継承に向けた取組について	37
33	こんにゃくの消費拡大に係る対策について	38
34	農畜産物等に対する輸入規制の早期撤廃について	39
35	農業農村整備事業の推進について	40

## ■ 産業経済

36	デジタル産業への変革に向けた支援について	41
37	企業の地方移転や本社等機能分散の促進に係る支援措置の充実について	42
38	原材料・エネルギー価格高騰の影響による中小・小規模事業者の負担軽減 について	43
39	企業のレジリエンス強化に向けたサプライチェーンの構築について	44
40	デジタル化に対応した産業人材育成支援の充実について	45
41	地域の特性を活かした観光地づくりの支援について	46
42	観光地域づくりの中核を担うDMOの体制強化に向けた支援について	47
43	映像作品の制作支援等について	48

## ■ 県土整備

44	「災害レジリエンス No. 1」の実現に向けた防災・減災、国土強靱化の推進について	51
----	---	----

## ■ 教育

45	教職員定数改善の促進について	55
46	学校教育のICT化を推進するための財源の確保について	57
47	夜間中学への継続的な支援の充実について	58
48	外国人児童生徒への教育の充実について	60
49	高校魅力化を推進するための施策の充実について	61
50	スクールソーシャルワーカーの配置促進について	62
51	国によるSNS等を活用した相談体制の構築事業の確立・運営について	63
52	障害のある生徒の就業体験及び卒業後の就労先確保について	64
53	学校における医療的ケア児等支援の拡充について	65

---

## 1 地方財政の充実・強化について

〔内閣官房、内閣府、財務省、総務省〕

---

人口減少が本格化する中で、引き続き国と地方が連携・協力して、地方創生の推進に取り組む必要があります。

特に、「異次元の少子化対策」として検討されている、児童手当の所得制限の撤廃や支給期間の拡大、保育士の配置基準見直しなどについては、地方財政の負担を伴うものであり、より一層、国と地方が協力していく必要があります。

また、高齢化の進行に伴い社会保障関係費は今後も増大が見込まれるなど、将来にわたり安定的な財源確保が課題となっています。

については、これらの状況を踏まえ、地方自治体が必要な行政サービスを安定的に提供できるよう、地方財政の充実・強化のため、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 令和6年度の地方財政計画策定に当たっては、社会保障関係費や地方単独事業を含めた地方の財政需要を的確に積み上げ、一般財源総額を確保していただきたい。

また、新型コロナウイルス対策や、豚熱・鳥インフルエンザへの対応、エネルギー価格をはじめとした物価の高騰などの、地方財政をとりまく逆境をチャンスに変えるための前向きな政策に取り組む地方自治体に対して、引き続き、財源を手厚く配分していただきたい。

- 2 地方の財源不足の解消は、地方交付税の法定率の引き上げを含む抜本的な見直しによって対応することとし、臨時財政対策債については、早期に廃止としていただきたい。

また、臨時財政対策債の既往の元利償還金については、償還財源を確実に別枠として確保していただきたい。

- 3 地方財政に関わる国の政策の推進については、地方と十分に協議するとともに、地方において必要となる安定財源を国の責任において確保してい

ただきたい。

また、事務・権限の移譲による新たな地方財政負担については、確実な財  
源措置を講じていただきたい。

(総務部)

---

## 2 現下の犯罪情勢に対応する治安基盤の充実・強化について

[警察庁]

---

昨年の刑法犯認知件数は、本県では18年ぶり、全国では20年ぶりに増加となりました。

また、昨年から今年にかけ、本県を含む関東等各地で「闇バイト」による強盗等の凶悪事件が発生し、地域に大きな不安を与えましたが、昨年警察庁が実施したアンケートでも、約7割が「ここ10年間で日本の治安が悪くなったと思う」と回答するなど体感治安の悪化が懸念されています。

また、サイバー空間は、社会経済活動の重要な場となっている一方、先端技術の悪用による様々な事案が発生し、国家を背景に持つサイバー攻撃集団によるサイバー攻撃が発生するなど、サイバー空間における脅威は、極めて深刻な情勢となっています。

さらに、昨年の特殊詐欺被害は、本県では217件、被害総額約5億7千万円、全国では約1万8千件、被害総額約361億4千万円となるなど、依然として深刻な情勢が続いています。

犯罪者等が先端技術を悪用し、犯行の凶悪化、複雑化、広域化、潜在化が進む中、これらの犯罪に迅速かつ的確に対応するためには、治安基盤の充実・強化が不可欠であり、以下の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 解析用パソコン、捜査用モバイル端末等資機材の充実強化をしていただきたい。
- 2 IT技術や語学能力に優れた人材の確保・拡充と育成に向けた取組強化を図っていただきたい。
- 3 民間企業や協力者等との更なる連携を可能とするための法整備・制度づくりに向けた検討をしていただきたい。

(警察本部)

---

### 3 多文化共生・共創社会の実現に向けた施策の推進について

〔法務省、総務省、文部科学省、厚生労働省〕

---

外国人県民は、我が国の経済活動を支える上で、大きな力となっており、国は、令和4年6月に策定した「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」を踏まえ、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和4年度改訂）」を決定し、外国人材の受入れを進めています。また、政府有識者会議において、課題もあるとされてきた外国人技能実習制度の見直しを進め、今年4月には、新制度創設を検討すべきとする中間報告案をまとめました。

こうした中、群馬県においては、外国人県民の増加に伴い、労働、社会保障、医療、教育、防災等様々な分野で、外国人県民との共生に当たっての課題が引き続き発生しています。

今後も外国人県民の増加が見込まれ、群馬県としては、こうした課題に対応する一方、多様性を生かしつつ、新たな価値を創造し、地域に活力をもたらす多文化共生・共創社会を実現することを目指した政策を進めているところです。

については、国においては、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に盛り込まれた諸施策について、地域の実情や課題等を踏まえた上で、各省庁が連携して着実に実施するとともに、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 外国人県民が自立した生活を円滑に送ることができる程度の日本語能力を取得するため、国において、個々のニーズに応じた日本語の学習機会を提供する公的な仕組みを充実していただきたい。

また、地方公共団体が地域の実情に応じて実施する外国人県民に対する日本語学習支援、一元的相談窓口運営及び公的機関等におけるコミュニケーション支援などの取組に対し、継続的で十分な財政支援を行っていただきたい。

- 2 外国人県民が安心して適切な医療を受けられるよう、国において、

医療通訳制度の充実や多言語自動音声翻訳の更なる普及促進を図っていただきたい。

また、医療保険の不適用や、支払能力のない外国人患者の医療費未払など、医療機関が外国人患者を受け入れることに伴う様々な課題については、国が責任を持って対策を講じていただきたい。

- 3 技能実習制度の見直しに当たっては、外国人材が安心して日本国内で活躍できるよう彼らの人権に十分配慮し、地方経済への影響も十分に踏まえた上で、人材育成を通じた国際貢献と国内での人材確保が両立した制度にしていただきたい。

また、新制度への移行の際には、現場での混乱が生じないように丁寧な周知を行った上で運用を開始していただきたい。

(地域創生部)

(健康福祉部)

(産業経済部)

---

## 4 芸術団体の水準向上・活動継続への支援について

[文化庁]

---

人口減少社会にあって、交流人口の増加を図り、地域活性化につながる起爆剤として、地域における芸術文化の振興が求められています。

また、地域の芸術文化の振興にあたっては、牽引役となるような取組を支援し、優れた舞台を多くの方々が鑑賞できる機会を提供していくことが必要です。

については、地方が、特色ある地域文化をリードし、魅力ある地域づくりを行うために、芸術文化の振興策をさらに効果的に実施できるよう、また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた芸術団体の活動が継続していけるよう、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 芸術団体の水準向上を図るとともに、より多くの国民に優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供するためには、芸術創造活動の継続が不可欠であることから、「舞台芸術創造活動活性化事業」の補助金について、必要な額を増額確保していただきたい。
- 2 地方オーケストラの草分けである群馬交響楽団は、各地での演奏会や移動音楽教室により、長年広く親しまれており、地域の芸術文化の水準を向上させる牽引役となっている。群馬交響楽団の、さらなるレベルアップと安定的・継続的な楽団運営を図るため、その活動をより積極的に支援していただきたい。

(地域創生部)

---

## 5 世界遺産「富岡製糸場と絹産業遺産群」の継承について

[文化庁]

---

平成26年6月25日に世界文化遺産に登録された「富岡製糸場と絹産業遺産群」は、世界の絹産業の発展に重要な役割を果たした貴重な遺産です。

令和6年度には登録10周年を迎えますが、構成資産は築150年以上が経過し、経年劣化が著しく、損傷や腐朽等が顕著になっています。加えて、近年の異常気象により、毎年毀損が発生している状況です。

さらに、コロナ禍により入場料収入が激減するなど財政上の負担が大きくなっている中、構成資産の保存整備に係る十分な予算が確保できず、各資産で策定した当初の整備計画に遅れが生じています。そのため、一部の施設は十分に公開ができていません。

世界文化遺産に登録され人類共有の財産として認められた「富岡製糸場と絹産業遺産群」を次世代に確実に継承していけるよう、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 整備計画の着実な推進に向けて、早期の保存整備は喫緊の課題となっているため、必要な予算を優先的に確保するとともに、既存の補助率の上乗せなどの財政的措置を講じていただきたい。
- 2 文化観光拠点施設としての機能を強化するため、世界的価値に関する調査研究の充実や情報発信・活用推進に対し、必要な支援を講じていただきたい。

(地域創生部)

---

## 6 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催に向けた財政支援等について（冬季大会含む）

[スポーツ庁]

---

群馬県では、2029年の第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会及び第79回国民スポーツ大会冬季大会の開催に向け、諸準備を進めています。

大会開催に要する経費については、開催年度に開催地都道府県補助として一定額が交付されるのみであり、大部分を開催都道府県が負担しています。

また、競技会を開催する市町村において生じる会場準備や競技会運営に係る費用負担に対し、開催県が一定の財政支援を行っています。

さらに、競技会場となる施設等の整備に対する国庫補助制度がないことから、県・市町村とも整備費用が大きな負担となっています。

加えて、冬季大会については、施設や気候条件等により、特定の県が繰り返し開催しているのが実態です。短期間で開催準備を行う人的負担のほか、施設整備面では、日本スポーツ振興センターの助成制度があるものの、同一施設等に対する同内容の整備は助成対象外のため、万全の開催体制とするには、特定の県に負担が偏る状況になっています。

については、広く国民へのスポーツの普及、健康増進と体力の向上、地方スポーツの振興、共生社会の推進、地方文化の発展といった両大会の開催趣旨を踏まえつつ、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 開催県及び市町村に過大な負担が生じないように、式典や各競技会の簡素化・規模縮小等、今後の国民スポーツ大会の開催方法等を見直していただきたい。
- 2 国民スポーツ大会と全国障害者スポーツ大会の開催経費について、財政支援の拡充及び新設を行っていただきたい。
- 3 冬季大会については、特定の県が繰り返し開催している実態を考慮した財政的支援の拡充及び新設を検討していただきたい。

(地域創生部)

---

## 7 消費者行政の充実・強化について

[消費者庁]

地方自治体においては、地方消費者行政活性化基金及び地方消費者行政推進交付金を有効に活用することにより、消費生活センターの設置、消費生活相談員のレベルアップ、悪質商法に対する消費者教育・啓発等、消費者行政の強化に積極的に取り組んできました。

こうした中、国においては、平成30年度からは新たに地方消費者行政強化交付金制度による補助が開始されていますが、この強化交付金の強化事業のメニューは限定されており、補助率も一部のメニューを除き全額補助ではありません。また、対象となる事業は、新規事業か前年度から強化・拡充した内容であることが要件となっていることから活用しにくい状況です。

については、今後、財源不足による地方消費者行政の著しい後退が懸念されていることから、次の事項について、特段の措置を講じていただきたい。

- 1 地方消費者行政を安定的に推進できるよう、長期的な支援を行っていただきたい。
- 2 地方消費者行政の維持・強化が引き続き図られるよう、地方消費者行政強化交付金強化事業をすべて全額補助とし、かつ、対象要件の緩和と自治体ニーズを反映して用途を拡大していただきたい。具体的には、旧地方消費者行政推進交付金で対象となっていた消費生活相談員の人件費や幅広い消費者教育・啓発等に係る費用を対象に加えていただきたい。

(生活こども部)

---

## 8 消費生活相談のD X化等にかかる対応について

[消費者庁]

---

消費者を取り巻く環境は大きく変化しており、消費生活センターに寄せられる相談内容は複雑・多様化しているが、相談を受ける消費生活相談員は慢性的に不足しております。

国では相談員の不足を解消するため、令和8年度から、相談業務のD X化及び自治体間の連携を軸とした全国統一の相談支援総合情報システムの構築を検討しているところです。

新たな相談支援総合情報システムの検討案は、相談業務の効率化に特化し、デジタル機器に不慣れな利用者への配慮が不足しているとともに、自治体間の連携において調整を当事者に委ねることから、体制構築が難航するといった懸念もあります。

また、相談員の能力に応じた職階制の導入に伴う人件費の増額や現在は国から無償貸与されている相談業務機器について地方負担を求める予定であるなど、費用面の課題も挙がっております。

については、消費生活相談のD X化等において、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 相談業務のD X化及び自治体間連携、相談員の人事制度など新たな仕組みの構築に当たっては、都道府県や市町村等の意見を十分に反映していただきたい。
- 2 新たな仕組みの構築に必要な経費については、全ての地域が取り残されず適切な相談体制が整備できるよう、国の責任において財政措置を行っていただきたい。

(生活こども部)

---

## 9 こどもの貧困対策推進について

[こども家庭庁]

---

こどもの貧困対策については、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」において国及び地方公共団体の責務が明記されたほか、「子供の貧困対策に関する大綱」において、全てのこどもたちが現在から将来にわたって夢や希望を持てる社会の構築を目指し、子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、こどもを第一に考えた支援を包括的・早期に実施することとされました。

地方公共団体においては、国や民間団体等と協力・連携しながら、地域の実情に応じた施策の策定・実施に積極的に取り組んでいく必要があります。

については、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 「地域子供の未来応援交付金」について、地方公共団体が安心して利用できる制度とするため、法定の交付金とし、安定的かつ継続的な財政支援を行っていただきたい。
- 2 同交付金について、対象事業の拡大を行うとともに、補助率の引上げを行っていただきたい。

(生活こども部)

---

## 10 子ども・子育て支援の「質の向上」について

[こども家庭庁]

---

政府は、「次元の異なる少子化対策」の柱の1つとして、「幼児教育や保育サービスの量・質の強化」を掲げるとともに、「こどもまんなか社会」の実現を目指し、この4月には、「こども家庭庁」を発足させました。

一方、平成27年度に創設された子ども・子育て支援新制度では、子育て支援の「量の拡充」と「質の向上」を進めることとされていましたが、制度施行後7年を経過した現在でも、保育所等における1歳児、4歳児及び5歳児に係る職員配置の充実など、予定されていた「質の向上」の施策が実現されていません。

また、昨今の保育施設における子どもの置き去り事案や保育士による虐待事案の発生を受け、子どもたちを確実に見守ることのできる、職員配置の充実による保育の「質の向上」は、社会的にも喫緊の課題として注目されています。

については、子どもの健全育成に必要な質の高い保育サービスの提供及び保育士等の勤務環境改善のため、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 保育所等における職員配置基準を総合的に見直していただきたい。
  - ・ 1歳児、4歳児及び5歳児に係る職員配置の充実

(生活こども部)

---

## 11 児童養護施設等における職員配置の充実について

[こども家庭庁]

---

家庭的養育の推進により、施設においては小規模化、地域分散化及び高機能化が求められる中、人員配置基準の改善が継続して行われ、平成 27 年度の支弁要綱改正では、直接処遇職員の人員配置の最低基準を超えて配置した場合に、より高い単価によって児童保護措置費が支弁される「配置改善加算」が定められました。

しかしながら、現在の配置改善加算の基準では、質の高い個別的ケアを行うための十分な職員数が確保できているとは言いがたく、児童の安全や指導のため施設職員に重い負担を強いている状況です。

また、ファミリーホーム事業は、措置児童数（定員）が同程度と見込まれる地域小規模児童養護施設等に比べ、職員の人件費に係る加算が少なく、養育者の負担が大きい状況にあります。

については、施設等における「できる限り良好な家庭的環境」を確保し、質の高い個別的なケアを行うため、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 職員配置改善加算の上限を引上げ、現行の基準よりも高い人員配置を行った施設に対し、加配職員に係る人件費等の加算を導入していただきたい。
- 2 基準よりも多く補助者を雇い上げているファミリーホームに対し、加配職員に係る人件費等の加算を導入していただきたい。

(生活こども部)

---

## 12 自画撮り被害防止について

[こども家庭庁、法務省]

---

次代を担うべき青少年の健全な育成は、社会の発展に不可欠なものであり、普遍的課題です。

青少年の健全な育成には、その発達段階に応じた良好な社会環境整備と、青少年に対する適切な支援等の配慮が必要となります。

現在、インターネット利用環境は急激に変化し、恩恵が多い反面、連日、インターネットの関連する事件が数多く報道されている情勢からも、その利用には危険が伴っています。

青少年の有害環境対策として、被害が多発している「脅されたり、だまされたりするなどして、青少年が自分の裸体等をスマートフォン等で撮影させられた上、メール等で送られる、いわゆる自画撮り被害防止」に係る、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 自画撮り勧誘行為に対して、罰則を伴う法律整備を行っていただきたい。

(生活こども部)

---

## 13 医師の偏在解消に向けた取組について

[厚生労働省、文部科学省]

---

本県は、医師偏在指標に基づく「医師少数県」に位置づけられており、特に若手医師については、全国的に増加傾向になる中、本県では減少傾向にあるなど、依然として県内の医師不足は厳しい状況にあります。

こうした状況を踏まえ、本県では、「ドクターズカムホームプロジェクト」を立ち上げ、知事が先頭に立って、これまで以上に、若手医師を始めとした医師の確保に取り組んでいるところです。その結果、県内病院で採用された臨床研修医数は増加傾向にあり、本年4月の採用数は、現行制度が始まった平成16年度以降最多を記録するなど、大きな成果を上げ始めています。

しかしながら、地方の医師不足の背景には、医師の都市部への集中という構造的な問題があります。また、医師の働き方改革の推進や新型コロナウイルス等の新興感染症の発生を考慮すると、地域の医療提供体制の維持・充実には、さらに多くの医師の確保が不可欠です。

本県の医師確保の取組が更に実効性のあるものとなるよう、国も主体的に医師の偏在解消に取り組んでいただきたく、次の事項について、特段の措置を講じていただきたい。

- 1 医学部定員の見直しに当たっては、必要な医師が将来に渡って十分に確保されるよう、恒久定員内への地域枠設置等を要件とすることなく、地域枠設置に伴う医学部定員増の措置を継続するようお願いしたい。
- 2 医師が都市部に集中する構造的な問題の解消など、国が主体的となって都道府県間の医師偏在解消に取り組んでいただきたい。また、県が取り組む医師の確保・偏在対策に対し、十分な財政支援を行うとともに、県が早期に事業着手できるよう、地域医療介護総合確保基金については、年度早々に交付決定していただきたい。

(健康福祉部)

---

## 14 地域における包括的な支援体制の整備について

[厚生労働省]

---

平成30年4月の社会福祉法改正により、市町村は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めることとされました。

さらに、令和3年4月の社会福祉法改正により、市町村における包括的な支援体制の整備を支援する目的で重層的支援体制整備事業が創設されました。

群馬県においても、市町村と連携し県内における包括的な支援体制の整備に努めており、今年度、県内35市町村のうち6市町村が重層的支援体制整備事業に取り組んでいるところです。

また、市町村における包括的な支援体制の整備及び重層的支援体制整備事業の円滑な施行のため、重層的支援体制整備事業への移行準備事業について、今年度、4市町村が取り組んでいるところです。

県として今後も各市町村における重層的支援体制の整備の促進に積極的に取り組むため、当面の間は、重層的支援体制整備事業への移行準備事業について、都道府県負担の導入を見送っていただきたい。

(健康福祉部)

---

## 15 介護人材確保対策について

[厚生労働省]

---

高齢化の進展により、介護サービスに対する需要が引き続き増大する一方、介護サービスの担い手となる労働力人口は減少傾向にあり、介護人材確保は本県においても喫緊の課題となっています。

また、新型コロナウイルス感染症への対応により、介護職員に掛かる業務負担はますます増加しており、将来にわたり安定的に介護サービスを提供するには、若年世代の介護職への参入促進を強力に進めるとともに、外国人材の円滑な受入れを促進する必要があります。

国においては、令和元年の「介護職員等特定処遇改善加算」の創設、令和4年には、臨時の措置である「介護職員処遇改善支援補助金」とそれを引き継ぐ形での「介護職員等ベースアップ等支援加算」の創設等、介護職員の処遇改善に取り組まれていると承知しています。

介護人材確保対策に関しては、介護人材の参入促進、定着支援に資する実効性のあるものとなるよう次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 介護分野で中核的な役割を担う介護福祉士を目指す若者の参入を促進するため、介護福祉士修学資金の返還債務免除要件である介護業務の従事期間を短縮していただきたい。
- 2 介護従事者の一層の参入を促進し、将来の展望を持って業務に従事できるようにするため、介護従事者全体の処遇改善に確実につながることが担保される恒久的な制度を構築するとともに、国において必要な財源を確保していただきたい。  
(健康福祉部)

---

## 16 A Y A世代のがん患者及びがん経験者への支援について

[厚生労働省]

---

がん対策基本法に基づく「がん対策推進基本計画」において、国は、A Y A世代のがんへの対策を盛り込んでおり、「がん患者が住み慣れた地域社会で生活をしていく中で、必要な支援を受けることができる体制整備を目指す」としています。

この世代に発症するがんについては、その診療体制が定まっておらず、年代によって、就学、就労、生殖機能等の状況が異なることから、国は、診療体制や相談体制の整備に取り組むこととしています。

一方、この世代特有の医療や療養等に係る経済的な負担が生じる場合があることから、次の事項に関して特段の措置を講じていただきたい。

- 1 介護保険制度の対象とならない40歳未満の末期がん患者は、在宅療養に対する公的支援制度が限定的であることから、介護保険サービスと同等の助成制度を創設していただきたい。
- 2 外見ケアは、就労などの社会参加を後押しする上で有用であることから、その費用を公的医療保険や所得税の医療費控除の対象としていただきたい。
- 3 子宮頸がんは、ワクチンで予防できることから、HPVワクチン接種のベネフィットとリスクについて、住民に十分周知できるよう、必要な情報が伝わりやすい啓発資材の提供をしていただきたい。

(健康福祉部)

---

## 17 带状疱疹ワクチンの早期の定期接種化について

[厚生労働省]

---

带状疱疹は、過去に水痘带状疱疹ウイルスに感染した人が、加齢、疲労、ストレス、悪性腫瘍、免疫抑制状態等をきっかけに、潜伏感染しているウイルスが再活性化して発症する疾患です。

水痘罹患歴のある人では、約 10～30%が生涯に一度は带状疱疹を発症すると言われており、また、85 歳の人約 50%が带状疱疹を経験しているという報告もあります。1997～2011 年に宮崎県で実施された带状疱疹の大規模調査では、80 歳までに 3 人に 1 人が带状疱疹を経験すると推定されています。

症状は、体幹や顔面などに時に疼痛や痒みを伴う集簇した水疱を形成するものであり、皮膚病変が治癒した後も、带状疱疹後神経痛と呼ばれる合併症により、持続性の痛みを訴えることも多々あり、睡眠や日常生活に支障を来す場合もあります。

带状疱疹の予防には、ワクチン接種が有効とされており、带状疱疹の発症及び重症化を予防する効果が示されています。しかし、接種費用が高額であることから、接種を諦める高齢者は少なくないと推測されます。

ワクチン接種で、高齢者の QOL を損ねかねない病気を予防するため、また接種に対する経済的負担の軽減を図るため、带状疱疹ワクチンを定期接種に位置付けられるよう、その対象年齢や費用対効果などの議論を早急に進めていただきたい。

(健康福祉部)

---

## 18 就労継続支援事業の評価見直しについて

[厚生労働省]

---

障害がある人が地域で自立した生活を送るためには、それぞれの特性に応じて可能な限り就労し、活動の機会や場を持つことができるよう支援することが重要となっています。

県では、障害のある人の就労支援については、障害者就業・生活支援センターや公共職業安定所（ハローワーク）をはじめとした雇用関係機関との連携強化など、一般就労に向けた取り組みを推進しているところですが、一般就労が困難である人にとって、福祉的就労の場となる就労継続支援事業所等は、生産活動等を通じた生きがいの実現や社会参加、経済的な自立等の観点から重要な役割を持っています。

令和3年4月の障害福祉サービス等報酬改定にて、就労継続支援B型事業所の基本報酬等の見直しが行われましたが、施設外就労を実施している多くの事業所では、「地域協働加算」の算定が難しく、事業の運営に影響が及んでいます。

については、障害のある人が安心して就労を継続できる環境を確保するため、次の事項について、特段の措置を講じていただきたい。

- 1 令和3年4月の障害福祉サービス等報酬改定にて、これまでの「施設外就労加算」を組み替えて「地域協働加算」が新設されたが、十分な連携先がない等の地域の実情や事業所のマンパワー不足等により円滑な移行が進んでいない状況にある。

次期報酬改定にあたっては、このような状況を踏まえ、事業所運営に配慮した、評価の見直しを行っていただきたい。

(健康福祉部)

---

## 19 障害児者が地域で安心して生活できる支援体制の整備について

[厚生労働省]

障害児者が住み慣れた地域において、安心して生活を送るためには、障害の特性やニーズに応じた適切なサービスが受けられるよう、日中活動の場やグループホーム等の施設整備を始め、地域における支援体制の整備が急務となっています。

殊に、特別な配慮が必要となる強度行動障害児者の支援にあたっては、利用者及び支援者の安全確保や施設の耐久性を増すための強化ガラス、ソフト材等を使用するなど、通常よりも多くの施設・設備整備費が必要となっています。

また、医療的ケアを必要とする重度の心身障害児者に対しては、地域における適切な支援体制を確立するため、介護に携わる家族のレスパイトの充実など、環境整備を進めるための更なる支援の拡充が求められています。そのため、医療機関に対してサービスの実施を働きかけていますが、診療報酬と比較して、報酬単価が低いことや、医療費措置等を行った際に必要な診療報酬が請求できないことから、実施は困難な状況です。

については、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

1 日中活動の場やグループホーム等、地域のニーズを踏まえた計画的な施設整備を促進するため、社会福祉施設等施設整備費補助金等による支援施策について、継続して充実を図っていただきたい。

2 強度行動障害児者への支援や対応は様々な困難を伴うことを踏まえ、強度行動障害の利用者を受け入れるために行う施設改修等の費用を、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の基準単価に反映させていただきたい。

3 医療型短期入所施設の設置促進のため、医療型短期入所サービス費について、適正な報酬上の評価をしていただきたい。

(健康福祉部)

---

## 20 国による福祉医療制度の創設及び国庫負担金等の削減措置の廃止について

[厚生労働省、内閣府、総務省、財務省]

---

子ども、重度心身障害者、ひとり親家庭等の福祉医療に関わるセーフティネットは、社会保障政策として国が責任を持って制度を構築すべきものでありますが、全国の自治体で地方単独の福祉医療費助成制度として実施されています。

群馬県においても、市町村と連携し、中学校卒業までの子どもや、重度心身障害者等の医療費を無料化し、早期受診による慢性疾患の重症化防止などに効果を上げています。

一方、国では、このような医療費助成(現物給付方式)の取組に対して、国民健康保険国庫負担金等を削減するペナルティを科しており、地方自治体による子育て環境づくりや障害者等の支援の取組を阻害しています。

こうした状況に対して、国では、平成30年度からの未就学児に係る削減措置を廃止し、また、現在、高校生世代までの子どもに係る削減措置を廃止する方針を示しているものの、それ以外の削減措置は継続され、国による福祉医療制度創設についての方向性等も示されていません。また、重度心身障害者やひとり親家庭等に係る医療費助成の取組については、十分な検討もされていません。

については、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 子ども、重度心身障害者、ひとり親家庭等が安心して医療を受けられるよう、国として、福祉医療制度を早急に創設していただきたい。
- 2 地方の取組の意義と現実を評価し、すべての国民健康保険国庫負担金等の削減措置を直ちに廃止していただきたい。

(健康福祉部)

---

## 21 持続可能で安定的な国民健康保険制度の構築について

〔厚生労働省、法務省〕

---

国民健康保険は、制度の安定化を目的として、公費による財政支援の拡充と併せて、平成30年度から都道府県と市町村が共同で運営を行う制度に見直しが行われました。

しかし、依然として被用者保険と比べ、加入者の年齢構成が高く医療費水準が高いことに加え、加入者の所得水準が低く、所得に占める保険料負担が重いという構造的な課題を抱えており、今後、高齢化の進展等による更なる医療費の増加が見込まれています。

また、国民健康保険は、国民皆保険の基盤としての役割を果たしていますが、外国人受入れ政策の影響を受け、課題が生じています。特に国保税収納率は、外国人加入者が多い市町村ほど低い傾向が見られ、そのことが収納率の市町村格差を生じさせ、保険税率統一の大きな障害となっています。

については、加入者相互の助け合いの仕組みとして公平性を確保しつつ、将来にわたり持続可能な国民健康保険制度の構築に向け、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 新制度の施行に伴う財政支援の拡充について、引き続き確実に実施するとともに、国の責任において、今後の医療費の増加に耐えうる財政基盤の確立を図っていただきたい。
- 2 子どもに係る均等割保険料軽減措置について、対象範囲及び軽減割合の拡充を図っていただきたい。
- 3 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に盛り込まれた国民健康保険制度に関する対策の着実な実施及び財源確保を行うこと。特に、国民健康保険料を一定程度滞納した特定技能以外の在留資格を有する外国人に係る対策について、早急に措置を講じていただきたい。

(健康福祉部)

---

## 22 食品ロス対策について

[環境省、農林水産省、消費者庁]

---

食品ロスの削減については、SDGsでも削減目標が掲げられ、その達成が国際的にも重要な課題となっています。

国内では、令和元年10月に食品ロスの削減の推進に関する法律が施行され、各地方公共団体にも食品ロス対策の積極的な取組が求められています。

食品ロス削減の更なる推進には、地方公共団体が食品ロスの実態を把握し、実効性のある取組を実施する必要があります。

また、生活困窮者等に食品を提供するフードバンクは、食品を有効活用する役割も期待されますが、活動自体から収益を得ることができないため、フードバンク活動の支援策が必要です。

さらに、新型コロナウイルス感染症の長期にわたる影響や最近の物価高騰等により、フードバンク活動の重要性が高まっています。

については、各地方公共団体の食品ロス対策がより一層推進されるよう、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 各地方公共団体が食品ロス発生量を把握し、実効性のある取組を実施できるような仕組みや方法を構築していただきたい。
  - (1) 全ての食品関連事業者が食品ロス発生量を国又は地方公共団体に報告・公表する制度
  - (2) 国又は地方公共団体が事業者に対し、指導・助言等を行う法的裏付け
  - (3) 世帯構成や地域別の食品ロス発生量の推計モデルの作成など、家庭系の食品ロスについての統一的な推計方法
  
- 2 生活困窮者等の支援が必要な人と食品提供者とをつなぐフードバンク活動を安定的に継続するための財政支援等を拡充していただきたい。

(環境森林部)

---

## 23 低濃度PCB廃棄物等の適正処理推進に向けた支援等について

〔経済産業省、環境省〕

---

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB特別措置法」という。）により、低濃度PCB廃棄物の処分期間は令和8年度末までと定められています。

現状では、低濃度PCB廃棄物の処理費用や、使用中の低濃度PCB含有電気工作物の代替機器の購入費用についての支援制度がありません。また、使用中の低濃度PCB含有電気工作物については、その使用の制限に関する法的な定めがありません。

社会経済活動は回復に向かっているものの、新型コロナウイルス感染症の長期にわたる影響や最近の物価高騰等により、中小企業者等を巡る環境は、依然として厳しく、このままでは、処分期間内に処分できなくなるおそれがあることから、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 中小企業者等に対する次の支援制度を創設していただきたい。
  - (1) 低濃度PCB廃棄物の収集運搬及び処分に係る処理費用
  - (2) 低濃度PCB含有電気工作物の代替機器購入費用
  - (3) PCB含有のおそれがある電気工作物の絶縁油に含まれるPCB濃度の測定費用
  
- 2 PCB特別措置法及び電気事業法等に次の措置を規定していただきたい。
  - (1) 設置者に対する義務
    - ① PCB含有のおそれがある電気工作物の絶縁油に含まれるPCB濃度の測定義務
    - ② 低濃度PCB含有電気工作物の毎年度の管理状況（廃止予定年月等）の届出義務
  - (2) 電気主任技術者に対する低濃度PCB含有電気工作物の有無の確認義務

(3) 低濃度PCB含有電気工作物の使用期限の設定

(環境森林部)

---

## 24 森林資源情報等のデジタル化への支援について

[農林水産省]

県土面積の3分の2を占める森林には、成熟した森林資源が豊富に蓄えられており、この資源をフル活用し、林業振興による持続可能な循環型社会を構築することが重要です。

このため、林業の振興に向けて、施業の低コスト化や、ICTを活用した生産管理などデジタル技術によるスマート林業の推進に取り組んでいるところです。

しかしながら、本県では、基礎データとなる森林資源・地形情報の高精度な把握が出来ていないため、本格的なスマート林業の普及・定着にいたっていないのが現状です。

森林資源・地形情報を高精度に把握するには、航空機等を活用したレーザー計測による調査が必要ですが、膨大な経費を要することから、次の事項について、特段の措置を講じていただきたい。

- 1 「林業デジタル・イノベーション総合対策（森林資源デジタル管理推進対策）」におけるレーザー計測等による森林資源・地形情報の高精度の把握・分析に対する支援に必要な予算を十分に確保していただきたい。

(環境森林部)

---

## 25 持続可能な農漁業経営のための施策の充実について

[農林水産省]

---

世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の上昇等により、肥料、飼料及び燃油等の資材価格が高騰しており、農漁業経営を圧迫しています。

こうした状況は今後も続く恐れがあり、本来であれば生産コスト上昇分を販売価格等に反映させるべきところですが、十分な価格転嫁が難しく、再生産可能な価格形成が出来ていません。また、価格差補填などの対策は実施されていますが、資材価格等の高止まりが続く中では、生産者の実質負担額は増加しています。

については、農漁業経営の持続性の確保及び食料の安定供給のため、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

### 【適正な販売価格形成】

- 1 農畜産物の生産コストと出荷・販売価格の不均衡を是正するため、コスト上昇分を販売価格等に転嫁できる仕組みを早急に構築していただきたい。
- 2 農業が担う食料供給の重要性や環境保全に対する役割について情報発信し、農畜産物が適正な価格で購入されるよう消費者の理解醸成に努めていただきたい。

### 【施設園芸等の燃油価格】

- 1 より多くの農業者が、「施設園芸セーフティネット構築事業」に加入・継続申請できるようにするため、加入要件となる削減目標の設定値を1期目15%→10%、2期目30%→15%に緩和していただきたい。
- 2 燃油価格の高止まりに対応するため、同事業における補填対象の燃油数量を常に購入量の100%としていただきたい。

- 3 省エネ性能の高い設備の導入が、セーフティネット事業への加入促進につながるため、省エネ設備の導入に効果的であった「省エネ施設園芸省エネ設備リース導入事業」（平成24年度～27年度実施）を復活していただきたい。

#### **【畜産配合飼料価格】**

- 1 「配合飼料価格安定制度」の補填金が満額交付されるよう、万全を期していただきたい。
- 2 「飼料価格高騰緊急対策事業」（配合飼料価格高騰緊急特別対策）が継続されるよう、財源の確保に万全の措置を講じていただきたい。

#### **【養殖用配合飼料価格】**

- 1 「漁業経営セーフティネット構築事業」において、養殖用配合飼料についても燃油と同様に、補填基準価格からの超過割合に応じて国の負担割合が増加する措置を講じていただきたい。

#### **【漁業共済対象】**

- 1 群馬県内で行われている内水面養殖の魚種を、漁業共済対象魚種に追加していただきたい。
- 2 群馬県の養殖業者が利用する漁業施設を、漁業共済対象施設に追加していただきたい。

(農政部)

---

## 26 農地中間管理事業について

[農林水産省]

---

本県においては、平成26年度から令和3年度までに担い手への農地集積率は、29.0%から41.6%と増加しています。また、国の統計資料によると、平成26年から令和2年までに、農地中間管理機構（以下「機構」という。）による貸借実績は約3,410ha、市町村による農用地利用集積計画に基づく権利設定は16,230haとなっています。

令和5年4月施行の農業経営基盤強化促進法（以下「基盤法」という。）等の一部改正では、これまで市町村が行っていた農用地利用集積計画がなくなり、機構が行う農用地利用促進計画に統合されます。

これにより、農地の貸借手続きの大部分を機構が行うこととなり、その重要性が大幅に増加するとともに、持続的かつ安定的な運営が求められます。

しかしながら、令和5年度事業については、機構が農地の貸借業務を遂行するために必要な金額を要望したにもかかわらず、配分額が大幅に減額されたため、運営に支障を及ぼす状況になっています。

については、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

1 現在、国7/10、県3/10の負担割合となっている農地中間管理事業に関する費用について全額国庫負担とするとともに、拡大する業務に足りる十分な予算を確保していただきたい。

(農政部)

---

## 27 外国人技能実習制度における、冬期の一時帰国を含めた技能実習2号計画の容認について

[厚生労働省、法務省、農林水産省]

---

大規模経営が多い高原野菜産地では、多くの外国人技能実習生を受入れています。群馬県嬭恋村のような高原キャベツ産地では、生産と販売が連携した農業経営が実践されており、技能実習生にとっては、栽培技術だけでなく、販売や経営手法など大規模農業経営を学ぶ最良な地域となっています。

しかし、高原野菜産地では、春から秋にかけては農繁期ですが、冬期は低温・降雪で実質的に営業休止状態となり、農業経営を学ぶ期間が7～9か月程度と制限されるため、技能実習1号のみを単年修了して帰国する実習生がほとんどであります。そのため、技能実習2号に移行し、更なる栽培技術や農業経営の習得ができない状態となっています。

これは、技能実習2号計画に、一時帰国を含めた計画が認められていないためであり、高原野菜産地で、大規模農業経営を深く学びたいと考える外国人にとって不利益であると考えられます。

また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、外国人材の入国が滞っているなか、技能実習終了後、「特定技能」に移行した外国人材は、大変貴重になっています。この「特定技能」への移行に際しては、3年間の技能実習を良好に修了した者は、技能及び日本語能力の試験が免除されます。

当制度を有効に活用するためにも、技能実習1号の1年に加え、2号実習で、さらに2年の経験を積み、通算3年間実習できる環境づくりが、貴重な外国人材を確保し、活躍してもらう上でも必要とされています。

政府では、令和4年11月に有識者会議を設置し、新たな制度の創設を含めた見直しを進めていることは承知しておりますが、現時点では、新制度の創設や移行時期に関しては、まだ不透明な状態にあります。

以上のことから、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

1 外国人技能実習制度については、営業休止期間を有する高原野菜産地の特殊性を考慮し、冬期の一時帰国を含めた技能実習2号計画を容認してい

ただきたい。

(農政部)

---

## 28 野生鳥獣被害対策の取組強化について

〔農林水産省〕

野生鳥獣による農作物等の被害は深刻化、広域化しており、群馬県では鳥獣被害防止総合対策交付金等を活用し、市町村が被害防止計画に沿って行う鳥獣被害対策の基本である「守る」、「捕る」、「知る」対策を総合的に支援しています。

「守る対策」については、老朽化した既設の侵入防止柵が更新時期を迎えている地区が増えており、野生動物の出没エリアも広がっていることから、侵入防止柵の追加・延長が必要な地区が増加しています。

また「捕る対策」については、鳥獣被害防止特措法の改正により、県が市町村の要請を受けて被害防止に関する個体数調整のための捕獲等ができるよう措置の範囲が拡大され、交付金において令和4年度に都道府県広域捕獲活動支援事業が新設されました。

しかし、本事業では捕獲1頭当たり1万8千円を上限に支払う出来高払い方式で認定鳥獣捕獲等事業者等に委託する方式をとっており、捕獲できなかった場合には交付されないことから、県として捕獲業務を委託しづらくなっています。

については、総合的な被害対策が持続的且つ円滑に実施できるよう、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 鳥獣被害防止総合対策交付金における整備事業について、十分な財政措置を講じていただきたい。
- 2 鳥獣被害防止総合対策交付金における都道府県広域捕獲活動支援事業について、捕獲にかかる費用だけでなく、捕獲ができなかった場合の見回り等にかかる経費についても、事業対象にしていただきたい。

(農政部)

---

## 29 普及事業の取組強化について

[農林水産省]

---

農業を取り巻く環境が大きく変化する中、農業現場では、人と農地の課題解決、スマート農業技術の導入、みどりの食料システム戦略に基づく事業の実施、中山間地域の活性化、気候変動や災害などへのリスク対応等、国と県が協力して取り組むべき課題が山積しています。

これらの課題解決に向けた取り組みを効率的に進めるには、地域で直接農業者に接し、課題の解決に取り組む普及組織の役割が一層重要となっています。また、急激な世代交代による経験の少ない職員の割合が高まっており、若手職員の育成が急務となっています。

については、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 農業政策の推進に不可欠な普及事業に要する協同農業普及事業交付金、並びに革新的技術などを導入するための普及関係事業予算については、十分な財政措置を継続的に講じていただきたい。
- 2 増加している若手職員の早期育成が図れるよう、スマート農業技術、みどりの食料システム戦略等、国の施策に関わる研修（行政ニーズ対応研修）の定員の拡大を図っていただきたい。

(農政部)

---

## 30 野菜価格安定制度と農業経営収入保険制度の同時加入について

〔農林水産省〕

---

「野菜価格安定制度」により、野菜価格の下落時にあらかじめ積み立てた資金から補給金が交付されることで、野菜産地の生産量維持・拡大及び、計画出荷の推進が図られています。そのため、本制度は、消費者への野菜の安定供給及び野菜経営の安定化に寄与しています。

しかし、野菜経営においては価格下落以外にも、自然災害による作付不能、農業者自らの病気や事故による収穫不能等といった様々なリスクが存在しますが、同制度ではこうしたリスクに対して補償することができません。

一方、平成31年1月に新たに創設された「農業経営収入保険制度」は、「野菜価格安定制度」では補償されない、自然災害や傷病等による減収にも対応しており、総合的なセーフティネットとして機能していますが、両制度の同時加入は認められていません。

国の特例措置として、2年間限定の同時加入が認められたものの（令和3年の加入者のみ3年間加入可能）、生産者からは永続的に加入できることが求められています。

生産資材や輸送コストの上昇により野菜経営を取り巻く環境が厳しくなる中、野菜経営を安定化させ、国民へ野菜を継続的に安定供給するには、「野菜価格安定制度」に加え、「農業経営収入保険制度」にも加入できることが望ましいと考えます。

については、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

1 農業者の経営努力では避けられないリスクに幅広く対応するべく、「野菜価格安定制度」及び「農業経営収入保険制度」の永続的な同時加入を認めていただきたい。

(農政部)

---

## 31 経営所得安定対策の拡充・強化について

〔農林水産省〕

---

米の需要が年々減少し、需要に応じた米生産が求められるなか、本県では、飼料用米等の新規需要米と麦との二毛作や、子実用とうもろこしの生産拡大を推進するとともに、「産地交付金」を活用した戦略作物の生産性向上、地域振興作物等の定着により、担い手の経営安定に努めているところです。

特に、新型コロナウイルス感染の収束により、米の需要は回復傾向にあるものの、全国の民間在庫量はいまだ高水準であることから、令和5年産についても、引き続き主食用米からの作付転換を積極的に推進する必要があります。

しかしながら、燃料や生産資材が高騰する中、「水田活用の直接支払交付金」の要件見直しや、都道府県の裁量により用途を設定できる「産地交付金」の減額など、担い手の所得と生産意欲の低下が懸念されております。

また、子実用とうもろこしの生産拡大のためには、水田に加えて畑地での生産も必要となりますが、畑地や畑地化した水田（交付対象外水田）では「水田活用の直接支払交付金」の交付対象とならないことから、別途安定した助成措置が必要と考えております。

つきましては、担い手が安心して規模拡大や経営継続できるよう、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

1 「水田活用の直接支払交付金」については、制度の恒久化・安定化のため法律に基づく支援制度とするとともに、十分な予算を確保していただきたい。

2 特に、本県の集落営農法人や大規模生産者等の経営安定に重要な「産地交付金」について、これまでの取組を定着・発展させるため、現行の計画単価をしっかりと確保できる予算を配分していただきたい。

3 子実用とうもろこしの生産拡大のため、「畑作物の直接支払交付金」の交付対象作物に「子実用とうもろこし」を追加していただきたい。

(農政部)

---

## 32 蚕糸業の維持継承に向けた取組について

[農林水産省]

---

国は蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業により、蚕糸・絹業提携グループの構築と蚕糸絹業の持続的発展を目指し、国産繭の希少性を活かした純国産絹製品づくりを推進してきました。

しかし、コロナ禍による絹需要の減退などにより、提携グループの活動は厳しい環境に置かれ、製糸工場が負担できる繭代は、農家の繭生産費を大幅に下回る状況が続いています。加えて、昨今の燃油価格や電気料金の高騰は、生糸価格に転嫁しきれないほどコストを押し上げ、製糸工場の経営に大きな負担を与えています。

こうした中、群馬県では、日本一の繭・生糸の生産県として、蚕糸業を維持継承すべく繭代確保対策等を行い、新たな養蚕担い手も現れていますが、高齢化に伴い、農家数とともに繭生産量の減少が続き、製糸工場においても原料繭の確保が難しくなっています。

ついては、日本の伝統産業である蚕糸業を維持継承するため、次の事項について、特段の措置を講じていただきたい。

1 自治体が行う技術研修会の開催や養蚕体験施設・桑園の整備等、養蚕担い手育成の取組に係る支援を拡充していただきたい。

2 製糸事業者が行う、省エネボイラーや再エネ設備の整備、原料繭の生産施設整備等、製糸業存続に向けた緊急支援策を創設していただきたい。

(農政部)

---

### 33 こんにゃくの消費拡大に係る対策について

〔農林水産省、内閣府（消費者庁）〕

---

こんにゃくは、本県の畑作地帯における基幹的な土地利用型作物であり、中山間地域での栽培適性も高く、遊休農地対策や鳥獣被害対策にも有効であることから、生産者の所得向上や関連産業の発展に向けて、こんにゃくの生産振興による地域の活性化を進めてきました。

しかし、こんにゃく製品の家計消費は年々減少しており、さらに新型コロナウイルス感染症の急速な拡大と生活様式の変化により、加工・業務用の需要が著しく落ち込みました。

現在も需要の回復は見込めず、製品の販売量は激減したまま、原料や製品の価格が低迷しており、さらに昨今の肥料をはじめとする資材費の高騰の影響も受け、業界全体の存続が危ぶまれる危機的な状況となっています。

このような事態が続けば、多くの生産者が窮地に陥り、離農を余儀なくされることとなり、中山間地域をはじめとして、地域農業への甚大な影響が懸念され、こんにゃく産地の崩壊へとつながってしまうため、需要拡大や農業経営の安定化への取り組みが必要と考えます。

以上のことから、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

1 消費者に対して、こんにゃく製品の原料原産地表示に係る情報を正確に伝えるため、主な原料となる「こんにゃくいも」及び「こんにゃく粉」について、それぞれの原産地表示を義務化していただきたい。

2 こんにゃく製品の輸出を一層促進するため、機能性をはじめとした食材としての魅力について、海外向けの広報等でこんにゃくに関する情報を発信していただきたい。

(農政部)

---

## 34 農畜産物等に対する輸入規制の早期撤廃について

[農林水産省]

---

国では、農林水産物・食品の輸出を農業政策の柱と位置付け、令和2年12月に輸出拡大実行戦略を策定し、2025年（令和7年）までに2兆円、2030年（令和12年）までに5兆円の輸出額目標達成に向けて各種施策を講じています。

群馬県でも「群馬県農業農村振興計画」において、農畜産物等の輸出促進を基本施策及び重点プロジェクトの1つに掲げ、積極的に取り組んでいます。

長らく農畜産物等の輸出の障壁となっていた東京電力福島第一原子力発電所事故による諸外国の輸入規制も、多くの国で規制の緩和・撤廃が進み、令和4年2月には、台湾が群馬県を含む5県（福島、茨城、栃木、群馬、千葉）産の食品に対する輸入規制を緩和し、群馬県から台湾への農畜産物等の輸出が可能となりました。

しかしながら、この規制緩和後も、台湾への輸出にあたっては、輸出ロット毎に日本国内での放射性物質検査実施が必要となり、費用面・手続面で生産者の大きな負担となっているほか、台湾当局による通関時の放射性物質検査が長期間に及ぶことで、鮮度が維持できず、輸出不可能な青果物も多くあります。また、中国では、群馬県を含む9都県（宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、長野）産の全ての食品の輸入停止措置が依然として継続されています。

以上のことから、次の事項について特段の措置を講じるようお願いします。

- 1 台湾による本県産農畜産物等に対する輸入規制の早期完全撤廃及び中国による輸入規制の緩和・撤廃に向け、政府間交渉の取組を一層強化していただきたい。

(農政部)

---

## 35 農業農村整備事業の推進について

[農林水産省]

---

群馬県では、雄大な山々を背景とした豊富な水資源、全国トップクラスの日照時間、標高10mの平坦地から1,400mの高冷地まで広がる耕地を有し、さらに、東京から100km圏内に位置する立地条件など、恵まれた環境を生かし、多彩な農業が営まれています。

令和3年の農業産出額2,404億円のうち、野菜の占める割合は約4割の891億円となっており、これまでに整備した農地やかんがい施設等の生産基盤が大きな下支えとなり、野菜産地が形成されるなど、収益性の高い農業が展開されています。

群馬県では担い手の経営基盤を強化し、競争力を高めるため、生産性が高く、情報通信技術を活用したスマート農業の導入に適した生産基盤の整備を進めるとともに、農業水利施設の省エネ化等による環境負荷低減に取り組んでいます。

さらに「新・群馬県総合計画」に位置づけた7つの政策の柱の一つである「災害レジリエンスNo.1の実現」に向け、ため池の豪雨・地震対策などの防災・減災対策にも重点的に取り組んでおり、地域からは農業農村整備事業の計画的かつ着実な推進が期待されています。

しかしながら、国庫補助配分額において、令和4年度補正予算と令和5年度当初予算の割合は、補正予算が約5割を占める状況となっています。今後も先が見通せない補正予算に頼らざるを得ない状況は、計画的な事業執行に支障が生じ、関係農家や市町村等との調整事項も多くなり、その影響は非常に大きいものとなっています。

については、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 計画的な事業推進を可能とし、地域要望に応えられるよう、補正予算に頼らない、令和6年度当初予算を確保していただきたい。

(農政部)

---

## 36 デジタル産業への変革に向けた支援について

〔内閣府、デジタル庁、経済産業省〕

---

不安定な社会・経済情勢の中、デジタル技術の活用は、地域が抱える社会課題の解決だけではなく、産業構造やビジネスモデル、働き方、人々の生活にも大きな変化をもたらすことから、持続的な地域経済の発展には、デジタル産業の集積が欠かせません。

ついては、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 「デジタル田園都市国家構想推進交付金」はデジタル化による社会課題の解決や新産業の創出による地域活性化を強力に後押しする施策であることから、継続的に十分な予算措置を講じるとともに、運用の弾力化や要件緩和を図るなど柔軟な制度設計をしていただきたい。
- 2 新たな産業創出の源泉となるオープンデータの利活用が活性化するよう、国はサイバーセキュリティ対策を一層強化するとともに、データの利活用をビジネスに展開するモデルケースの構築に努めていただきたい。
- 3 民間のデータセンターやデジタル関連企業について、地域への誘致を促進するため、デジタルインフラの整備やオフィスの設置に対する地域や企業への支援を拡充していただきたい。
- 4 デジタル産業への変革に向けた経営者層の意識向上に資する支援を拡充していただきたい。
- 5 地域課題の解決やイノベーション創出につながるデジタル人材を育成する地域や教育機関、産業界が行う取組に対しての支援を拡充していただきたい。

(産業経済部)

---

## 37 企業の地方移転や本社等機能分散の促進に係る支援措置の充実について

[内閣府]

---

新型コロナウイルス感染症の影響拡大により、地方移転への関心が一層高まる中、地方での雇用創出や東京一極集中を是正する観点からも、引き続き、地域再生法に基づく支援措置である「地方拠点強化税制」を活用した企業の地方移転の促進が必要不可欠です。

しかしながら、「地方拠点強化税制」の適用は、令和6年度末を期限とされており、令和7年度以降は、令和6年度税制改正の内容によることとなっています。

また、令和4年度税制改正により、優遇の対象範囲の拡大や要件の緩和・廃止などが行われましたが、より多くの活用がなされるためには、更なる制度の見直しが求められると考えております。

については、次の事項について、特段の措置を講じていただきたい。

1 地域再生法に基づく支援措置である「地方拠点強化税制」について、制度の延長、対象地域の拡大、優遇内容の拡充、地方都市に事業継続機能を備えた施設等を整備する場合の優遇内容の上乗せを講じていただきたい。

(産業経済部)

---

## 38 原材料・エネルギー価格高騰の影響による中小・小規模事業者の負担軽減について

[経済産業省]

---

国内景気は、供給制約や資源高などの影響を受け、一部に弱さが見られるものの、ウィズコロナの下で、サービス消費を中心とした個人消費が改善し、緩やかに持ち直しています。

その一方、地域経済を支える中小・小規模事業者の経営環境は、新型コロナ禍で借り入れた実質無利子・無担保融資（ゼロゼロ融資）の元本返済が進む中、原材料・エネルギー価格等の高騰による負担増と度重なる仕入価格の上昇に価格転嫁が追いつかない現状等、依然として厳しい状況下にあります。

については、中小・小規模事業者が、直面する原材料・エネルギー価格等の高騰による影響を緩和できるよう、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 企業の操業継続のため、国が主体となってエネルギー価格安定化のための措置を講じていただきたい。
- 2 中小・小規模事業者が資金繰りに窮することがないように、事業の継続に重点を置いた支援を継続していただきたい。
- 3 原材料や燃料価格高騰により下請企業等に過度な負担を強いることのないよう、これまで以上に企業規模や業種ごとに価格転嫁の動向をきめ細かく監視するとともに、中小・小規模事業者が価格転嫁しやすい環境整備に努めていただきたい。

(産業経済部)

---

## 39 企業のレジリエンス強化に向けたサプライチェーンの構築について

〔経済産業省〕

新型コロナウイルス感染症により我が国サプライチェーンの脆弱性が顕在化し、また各自動車メーカーを始めとした半導体の供給不足は未だ解消されていません。更にウクライナ危機による資源及び原材料高騰などにより国内産業が大きな影響を受けており、生産拠点等の国内回帰や多元化を通じた強固なサプライチェーン構築がより一層重要となっています。

製造業を主力産業とする本県においても、サプライチェーンの停滞は、そこに組み込まれている多くの関連中小企業の事業継続や雇用の維持・確保などに対し、大きな影響を与えることとなります。

については、国内外における生産拠点の整備を進め、製品の円滑な確保や増産等に柔軟に対応が可能となるサプライチェーンを構築することにより、有事における企業のレジリエンス強化を図るため、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

1 企業の生産活動や国民生活を支える重要物資及びコア技術の国産化を促進するなど、サプライチェーンの安定化のため、「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」や「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）」、「海外サプライチェーン多元化支援事業」などの、企業の前向きな設備投資に対する柔軟で弾力的な支援措置を継続するとともに、その充実を図っていただきたい。

2 サプライチェーンの寸断リスクへの対処として、企業間のサプライチェーンの可視化を進め、調達先を柔軟に切り替えられる体制を構築するため、産業界の更なるDXの推進を支援していただきたい。

(産業経済部)

---

## 40 デジタル化に対応した産業人材育成支援の充実について

[厚生労働省]

---

第4次産業革命の進展により産業のデジタル化が急速に進む中、時代の変化に柔軟に対応し、生産性向上に貢献できる人材の育成が求められています。

また、群馬県の主要産業である自動車関連産業は、EV化の進展等により大きな影響を受けることが予想されることから、群馬県経済の持続的発展のためには、産業構造の転換を見据えた取組が必要不可欠となっています。

群馬県では、第11次群馬県職業能力開発計画（令和3年度～令和7年度）のもとで、各種訓練（離職者等再就職訓練、学卒者訓練及び在職者訓練）においてデジタル人材育成等を推進しています。しかしながら、離職者等再就職訓練では、デジタル分野の訓練受講ニーズは高いものの、国から示される長期コースの定員枠が少ないため、十分にニーズに応えられていない一方、短期コースでは県内事業者で委託先機関を確保することが難しいのが現状です。

また、学卒者訓練では、デジタル化に対応した訓練カリキュラムを充実させる必要があり、機械・設備の拡充が急務です。さらに、企業内のDXを加速化する人材を育成する訓練コースの受講を促進するためには、在職者訓練に対する企業の負担軽減が課題となっています。

なお、こうした職業訓練に加えて、群馬県では令和4年度からは、厚生労働省の「地域活性化雇用創造プロジェクト」（令和4～6年度）を活用し、「DX産業人材育成支援事業」に取り組んでいます。デジタル技術を活用し各企業でDXを推進する人材を育成するとともに、今後成長が期待される産業分野（IT企業等）への人材供給にも繋げていく必要があると考えています。しかしながら、講座受講枠は限られており、広く受講機会を提供することはできていません。

については、デジタル化に対応した産業人材育成支援を充実させるため、次の事項について、特段の措置を講じていただきたい。

1 離職者等再就職訓練事業の長期コースにおいて、デジタル人材育成に係るコースを別枠として定員設定するなど、地域の訓練ニーズに対応可能な制

度としていただきたい。また、委託費の単価の増額、就職支援経費の要件緩和なども実施していただきたい。

2 今後、産業構造の変化の影響をより大きく受け、雇用の安定化に向けた取組を強化する必要があることが予想される地域に対し、職業訓練の充実に向けた取組を後押しするための財源を先行して手当てしていただきたい。特に職業能力開発校の設備をデジタル化に対応したものとするため、職業能力開発校設備整備費等補助金（職業能力開発校設備整備等事業費）の補助率を引き上げるなどの措置を講じていただきたい。

3 デジタル分野等のリスキリングにおける個人や企業の受講費用の負担軽減のため、雇用保険の財源を積極的に活用し、教育訓練給付や人材開発助成金の対象をさらに拡大していただきたい。その際は、都道府県が独自に実施する事業との連携も図っていただきたい。

4 デジタル分野に関する技能の習得度合を図る指標として、例えば「技能検定制度」にデジタル関連職種を創設するなど、新たな技能評価制度の創設を検討していただきたい。

(産業経済部)

---

## 41 地域の特性を活かした観光地づくりの支援について

[観光庁]

新型コロナウイルス感染症の拡大により、約3年間、日本国民の多くが閉塞感を感じ、今後、「こころのケア」などメンタルヘルスが重要視されています。また、人口減少の影響により観光需要は低迷し、群馬県内観光地も影響を受けています。こうした状況の中、旅先で日常から解放され、心身をリセットする「リトリート」への潜在的な需要が国内外で見込まれていることから、温泉をはじめとした群馬県の強みとするコンテンツを活用し、群馬県を「リトリートの聖地」として、いち早くPRすることで、群馬県のブランド力を向上させ、長期滞在化や高付加価値化、旅の分散化等の「新たな観光スタイル」を推進していくことが必要になります。

今後、コロナ禍で落ち込んだ観光需要の喚起に向け、観光地としての競争力を高めるため、地域の強みを活かした観光地づくりを行うこと、訪日外国人の受入環境向上に向けた継続的な取組を行うこと、観光施設等における誰にとっても使いやすいものであるユニバーサルデザインの導入に係る予算や、受入側のノウハウ不足を補うこと、国内旅行者が長期滞在しやすい環境づくりを行うことなどが必要となります。

については、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

1 「リトリートの聖地」を目指し、観光地としての競争力を高めるため、「温泉」や「自然」、「食」、「アクティビティ」など地域の特性を活かした魅力ある観光地づくりができるよう、環境整備などの取組に対する支援を講じていただきたい。

2 今後本格的な回復が見込まれるインバウンド需要を確実に取り込むため、引き続き、外国語併記の観光案内標識、無料公衆無線LAN、キャッシュレス環境整備等、宿泊施設や観光施設における受入環境向上に向けた取組を推進するとともに、地域の特性を活かしたインバウンド向け観光コンテンツの整備・拡大に向けた取組を推進していただきたい。

3 ユニバーサルツーリズムの普及促進により、多様な旅のスタイルに対応した観光地域づくりを推進することで、新たな観光需要の創出を図るため、観光施設等におけるユニバーサルデザインの導入の支援を図っていただきたい。

また、ユニバーサルツーリズムの推進に係る更なる普及啓発及びその導入に係るノウハウ等の情報発信の推進を図っていただきたい。

4 長期滞在や平日旅の実施には、長期休暇を取得できる環境が必要であることから、国民に対する長期休暇の取得の啓発を進めるとともに、企業へは休暇の分散や更なる休暇取得促進に向けた働きかけを行っていただきたい。

(産業経済部)

---

## 42 観光地域づくりの中核を担うDMOの体制強化に向けた支援について

[観光庁]

---

ウィズコロナ・ポストコロナにおいても、観光は成長戦略の柱、地域活性化の切り札であり、持続可能な観光地域づくり戦略に基づき、観光の質の向上、観光産業の収益力・生産性の向上を進める必要があります。

そのためには、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者との合意形成や、データに基づく明確なコンセプトに基づいた戦略（ブランディング）の策定、関係者が実施する観光関連事業のプロモーション、着地型旅行商品の造成等を一体的に行う観光地域づくり法人（以下、「DMO」という。）の体制強化が必要不可欠です。

DMOが観光地域づくりの司令塔として真の力を発揮するためには、専門的知識を有し、観光地域づくりの中核となる人材の育成・確保や、戦略の実施に要する安定的かつ継続的な財源が必要ですが、DMOの実施主体の多くは経営基盤の脆弱な観光協会等が担っていることから、運営財源に対する公的な支援が必要となっています。

については、DMOの体制強化による持続可能な観光地域づくりを推進するため、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

1 DMOにおいて、観光地域づくりの中核を担う専門人材の長期的な育成・確保や、戦略に基づく地域の魅力の向上に資する取組の推進、調整・仕組みづくり等を実施するため、自主的かつ安定的な財源を確保できるよう必要な支援を図ること。

(産業経済部)

---

## 43 映像作品の制作支援等について

[経済産業省]

---

地方には、都市部にはないロケーションが多数あり、魅力的な映画やドラマ等の映像作品の制作には、地方ロケは欠かせないものとなっています。

また、配信事業者の台頭で、海外展開への道が開けたことにより、国内映像作品には今後の海外市場を見据え、日本ならではの地方のロケーションを生かした長期に及ぶ大規模撮影や、デジタル映像技術の積極的な活用などによる制作方法の高品質化が求められます。

群馬県では、撮影支援に県として積極的に取り組むとともに、10,000 m<sup>2</sup>の無柱空間を備えた「Gメッセ群馬」に国内最大のグリーンバックを整備したほか、子どもたちがデジタルクリエイティブスキルを学ぶための施設「tsukurun（ツクルン）」を開設するなど、映像制作の支援やクリエイター人材の育成に力を入れているところです。

一方で、多くの国内映像作品では、制作費やデジタル人材の不足により、地方での長期かつ大規模な撮影や高品質なデジタル映像技術の活用を進めることができていません。

ついては、次の事項について、特段の措置を講じていただきたい。

1 海外制作会社による国内映像制作の促進のみならず、国内映像作品の海外展開に向け、国として長期・大規模な撮影に対する支援制度の創設又は地方自治体を実施する補助金の創設等に係る財源措置を講じていただきたい。

2 国内映像作品の海外展開に向けた高品質化のため、最先端デジタル映像技術（3DCGやVFX、バーチャルプロダクションなど）を使いこなせるデジタル映像クリエイターの人材育成の推進に努めていただきたい。

(産業経済部)

---

## 44 「災害レジリエンス No. 1」の実現に向けた防災・減災、国土強靱化の推進について

[内閣府、総務省、財務省、国土交通省]

---

我が国は、その国土の地理的・地形的・気象的な特性ゆえに、毎年のように、水害や土砂災害等により甚大な被害を受けてきました。

群馬県においても、令和元年東日本台風の際には、下仁田町で県内観測史上最大となる609mmの降雨量（24時間）を記録するなど、吾妻、西毛地域を中心に甚大な被害が生じ、県民の尊い命と財産が失われました。

このように、気候変動の影響等により気象災害が頻発化・激甚化する中、我が国の気象災害は新たなステージへと移行しており、こうした新たな脅威に対応した「平時からの備えと災害時にも機能する強靱な防災インフラの整備」は、今日の最重要課題となっています。

また、高度成長期以降に整備した大量の社会資本の老朽化が、今後、加速度的に進行していくことが見込まれており、気象災害が頻発化・激甚化する中で、既存の社会資本が有する効果を最大限に発揮するためには、社会資本の維持管理・更新を計画的かつ適切に進めていくことが重要です。

このため、群馬県では、国が進める「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に関連した地方財政措置等を活用し、群馬県の県土整備分野の最上位計画である「ぐんま・県土整備プラン2020」に基づく防災・減災対策や、社会資本の老朽化対策に全力で取り組んでいきたいと考えています。

については、「災害レジリエンスNo. 1」の実現に向け、引き続き、群馬県における防災・減災、国土強靱化の推進を図るため、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 防災・減災、国土強靱化に資する社会資本整備を計画的かつ着実に進めるため、必要な予算を安定的かつ持続的に確保していただきたい。
- 2 防災・安全交付金などの既存の交付金制度や地方財政措置について、地域の実情に合わせて効果的に活用できるよう、制度の継続や恒久化、支援の拡

充を図っていただきたい。

#### 【国の制度の継続や恒久化、支援の拡充】

- ・「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」後も、中長期的な見通しの下、継続的に防災・減災、国土強靱化を推進できるよう、必要な予算・財源の別枠確保などの制度設計について十分配慮していただきたい。

3 地方が進める防災・減災、国土強靱化を総合的に支援する補助金や交付金などの予算を安定的かつ持続的に確保し、計画的な事業の推進に必要な予算を地方に配分していただきたい。

#### 【群馬県河川事業】

- ・社会経済の壊滅的な被害を回避する河川改修（利根川など）
- ・住民の主体的な避難行動を促す情報の拡充  
（危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラ）

#### 【群馬県砂防事業】

- ・要配慮者利用施設や避難所を守る施設整備（はるな郷<sup>ごう</sup>A地区など）
- ・著しい人家への被害のおそれのある地域を守る施設整備（尻谷沢<sup>しりたにざわ</sup>など）
- ・重要交通網の寸断防止（夏保沢<sup>なつほざわ</sup>など）

#### 【群馬県道路事業】

- ・災害時にも機能する強靱な道路ネットワークの構築  
（上信<sup>じょうしん</sup>自動車道、西毛<sup>せいもう</sup>広域幹線道路、渡良瀬<sup>わたらせ</sup>幹線道路など）
- ・緊急輸送道路の無電柱化・落石対策

#### 【群馬県老朽化対策事業】

- ・道路施設、橋梁、河川構造物、砂防関係施設、都市公園、下水道施設、

## 県営住宅等の老朽化対策

- 4 広域的な観点から防災・減災対策を推進する上で、必要な支援を講じていただきたい。

### 【広域的な観点からの国の支援】

- ・「流域治水プロジェクト」の推進にあたっては、引き続き、国が中心となって、関係者の連携強化に努めていただくとともに、地方が進める特定都市河川の指定等による流域治水の取組についても、一層支援していただきたい。
- ・関東ブロック新広域道路交通計画に位置付けた一般広域道路の事業中区分間についても、早期に重要物流道路への指定をしていただき、補助制度の拡充等による財政支援を図っていただきたい。

- 5 「災害レジリエンスNo. 1」の実現に資する、直轄河川・砂防事業や直轄道路事業などの計画的な整備に必要な予算を十分確保し、着実に事業を推進していただきたい。

### 【直轄河川・砂防事業】

- ・休泊川排水機場きゅうはくの排水ポンプの増強
- ・利根川、渡良瀬川からす、烏川河川改修
- ・浅間山火山砂防及び利根川水系、渡良瀬川水系砂防
- ・譲原地区地すべり対策事業ゆずりはら など

### 【直轄道路事業】

- ・一般国道17号上武道路じょうぶ（4車線化）、綾戸バイパスあやど
- ・一般国道50号前橋笠懸道路まえばしかさがけ
- ・上信自動車道しづかわにし（渋川西バイパス） など

(県土整備部)

(総務部)

---

## 45 教職員定数改善の促進について

[文部科学省]

---

Society5.0 時代の学校教育には、子どもたち一人一人が、自分のよさや可能性を認識するとともに、多様な人々と協働しながら、様々な社会の課題を解決する力を育むことが求められています。また、特別な支援が必要な児童生徒が年々増加していることに伴い、多様化した障害の種類や程度を踏まえ、個々の教育的ニーズに沿った教育を行う必要があると考えます。

このような中、本県では「ニューノーマル GUNMA CLASS PJ」として、県内全ての小・中学校（義務教育学校を含む）の全ての学年において、1人1台端末を活用した群馬県ならではの学びを実現するために、県単独予算と国加配の活用により、小学校第1・2学年30人以下、第5・6学年35人以下、中学校第1～3学年35人以下の少人数学級編制を実施しています。また、小学校の複式学級が8人以下となるように教員を配置しています。

国においても、令和3年4月1日より「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が施行されたことは大きな成果です。しかしながら、少人数学級編制を推進する取組は、小学校だけでなく中学校においても同様に進められるべきものであると捉えています。また、県の財政面では今まで以上に予算を投入することは困難である状況です。

そこで、児童生徒の健康で安全な生活を保障した上で、多様な子どもたち一人一人の能力や適性に応じたきめ細かな指導が全国どこでも行えるよう、次の事項について、特段の措置を講じていただきたい。

- 1 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律を以下のとおり改正していただきたい。
  - (1) 中学校においても、全学年で35人以下学級にする。
  - (2) 小学校第2学年から第6学年の複式学級において、児童数を8人以下とする。

- (3) 特別支援学級において、児童生徒数を6人以下とする。
- 2 将来的に小・中学校の全学年で30人以下学級を実現できるよう検討していただきたい。
- 3 新たに、公立義務教育諸学校教職員定数改善計画及び公立高等学校等教職員定数改善計画を早期に確定し、学級編制の標準を高等学校においても35人以下で着実に実行していただきたい。
- 4 小学校教科担任制を推進するための小学校専科教員の配置を拡充していただきたい。

(教育委員会)

## 46 学校教育のICT化を推進するための財源の確保について

[文部科学省]

国の「GIGAスクール構想」による児童生徒1人1台端末環境の整備について、本県においては、令和2年度に「GIGAスクール構想の実現」に係る事業や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、県と市町村が連携して小学校から高等学校まで、1人1台端末の整備を実現しました。

「1人1台端末」の環境は実現されましたが、整備完了後に必要となる、ソフトウェアや端末の更新、端末やネットワークの保守等に係る経費が学校設置者の負担となっており、家庭学習のための通信費の負担についても、ICT環境を運用する上で課題となっています。

また、本県の県立高等学校及び県立中等教育学校においては、令和3年度からBYODを併用しながら授業を進めており、将来は原則として全生徒がBYODを利用することを想定しています。そのため、学校設置者が端末整備費を負担する場合のみならず、保護者負担で整備する場合も補助対象とすることが望まれています。

さらに、多くの県立学校では、敷設から20年を経過した校務系のネットワークが並存しており、老朽化による通信障害や機器の故障等が発生し、学習指導に支障が出ています。運用コストの削減や障害発生時の現場の負担軽減を図るためにも、「GIGAスクール構想の実現」事業により整備したネットワークとの統合を進める必要があります。

ついては、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 学校教育のICT化を推進するに当たっては、端末や学校ネットワーク環境の整備を加速するのみならず、今後その運用及び更新に係る経費に対しても、十分な財政支援措置を講じていただきたい。
- 2 高等学校段階における端末整備の補助制度について、学校設置者が整備費を負担する場合のみならず、保護者負担で整備する場合も補助対象としていただきたい。
- 3 校内の既存ネットワークと「GIGAスクール構想の実現」事業で整備したネットワークとの統合を進めるため、新たな財政支援措置を講じていただきたい。
- 4 ライフ・ログ等の教育データの利活用を推進するに当たっては、システム開発及び運用に係る経費に対して、新たな財政支援措置を講じていただきたい。

(教育委員会)

---

## 47 夜間中学への継続的な支援の充実について

[文部科学省]

平成29年2月に施行された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」に、夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等を講ずるものとする事が明記されており、令和3年1月には、当時の菅内閣総理大臣から、「今後5年間で全ての都道府県・指定都市に夜間中学が少なくとも一つ設置される、このことを目指し、全国知事会や指定都市市長会の協力を得て、取り組んでいきたい」との答弁がなされました。

また、夜間中学を新設するにあたり、準備のための2年間、開設後運営補助として3年間の計5か年にわたり、国からの補助を受けることができるため、全国で夜間中学の設置が市町村立だけではなく、県立での設置も増加している状況にあります。

(R4.10月現在 15都府県34市区40校 ※県立2校)

しかし、令和9年度以降については、夜間中学準備や運営に係る補助が計画されておらず、さらに、すでに開校後3年を迎えようとしているところでは、これまで取り組んできた活動ができなくなる可能性があるという話を聞いています。

夜間中学は、様々な理由で義務教育を修了できなかった方や、不登校のためほとんど学校に通えなかった方の他に、外国人の方などが通うため、教育活動に要する経費や、教材整備等に必要な経費に対する生徒の負担を軽減する必要があると考えております。

つきましては、夜間中学での教育活動を充実させるために、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 令和9年度以降の夜間中学運営に係る補助金の継続的な確保について、十分な財政支援措置を講じていただきたい。
- 2 経済的に困難を抱える方が、経済的事情により学習の機会が失われることも想定されることから、学用品購入費や校外活動費等の就学支援に

ついて、国からの財政的措置を講じていただきたい。

(教育委員会)

---

## 48 外国人児童生徒等への教育の充実について

[文部科学省]

近年、日本に在留する外国人は増加の一途をたどっており、それに伴って、小・中・高等学校等における日本語指導が必要な外国人児童生徒数も年々増加しています。

また、平成31年4月の改正入管法の施行により、新たな在留資格「特定技能」が創設され、将来的に家族帯同による外国人の子供のさらなる増加が想定されることから、外国人との共生社会の実現に向けて教育環境の整備等が求められています。

このような状況の中、国では「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を令和2年7月に改訂し、外国人の子供に係る対策として、集住地域、散在地域それぞれにおける日本語指導等の在り方について実践的な研究の実施や、外国人児童生徒の就学機会の適切な確保等のための施策を明示しています。

外国人が多く定住している地域(集住地域)等では、既に独自の日本語指導のためのカリキュラムを作成し、受け入れ体制づくりが進んでいる所が多いものの、国籍や使用言語の多様化により従来のノウハウが通用しなかったり、文化の違いから来る様々な課題も発生したりしています。

外国人との共生社会の実現に向け、外国人児童生徒が将来地域の一員として活躍できるようになるためには、上記のような課題を踏まえながら、就学を促進し、必要な力を育てるための学習支援や日本語指導がどこの地域でも受けられるような体制整備が不可欠であります。

ついては、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業に係る補助金の確保について、十分な財政支援措置を講じていただきたい。

(教育委員会)

---

## 49 高校魅力化を推進するための施策の充実について

[文部科学省]

---

近年、全国的に少子化に伴う学校の小規模化が進んでおり、各都道府県では学校再編整備計画の策定が求められるなど、少子化に対応した活力ある学校教育の推進が必要とされています。

本県においても、中学校卒業生数は、平成元年の3万3,859人をピークに、以後大幅に減少しています。これに伴い、公立高校全日制の1学年学級数は、平成元年度に506学級、1校平均7学級であったのが、現在は291学級、1校平均4.7学級となっています。今後、中学校卒業生数は一段と減少し、令和19年には1万2千人強となる見込みであり、公立高校の一層の小規模化が想定されます。

これらを踏まえ、本県では地域との連携協働により、特色ある取組を行ったり、中山間地の小規模校の一部で生徒の全国募集を行ったりするなど、高校の魅力化を推進しています。今後継続的に高校の魅力化を進めるためには、質の高いプログラム構築のため、コーディネーター人材との連携や、魅力化のためのインフラ整備なども必要となります。

また、今後も少子化による各校の小規模化が避けられない中で、教科によっては、専門の教員の配置が困難となっており、高校の魅力化推進を加速化させるためには、教員配置数の少ない小規模校であっても、専門教員による授業の受講を可能とするよう、遠隔授業の要件緩和が必要となります。

については、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 高校魅力化に向けた都道府県の取組に対する財政的支援を講じていただきたい。
- 2 遠隔授業における受信側の教員の配置要件の緩和や、受講可能生徒数の上限緩和を行っていただきたい。

(教育委員会)

---

## 50 スクールソーシャルワーカーの配置促進について

[文部科学省]

---

いじめの認知件数や不登校児童生徒数は、年々増加傾向にあり、複雑化・多様化する生徒指導上の諸課題への対応については、専門家を活用した教育相談体制の整備・関係機関との連携強化等、「チームとしての学校」による組織的な支援が必要不可欠な状況となっています。

そのような中、いじめ対策・不登校支援等総合推進事業における予算拡充により、スクールカウンセラー等の配置状況は充実してきていることがうかがえます。活用状況調査の全国の結果を見る限り、目標としている公立小中学校の全校配置については9割程度達成している状況が確認できます。一方で、スクールソーシャルワーカーについては、全中学校区（10,000 中学校区）配置の目標に対し、依然として6割程度の配置にとどまっています。配置の割合を引き上げるために、スクールソーシャルワーカー配置に係る国の補助について、補助率を対象経費の2分の1以内へ引き上げていただきたい。

ヤングケアラーや虐待をはじめとする家庭環境に課題を抱える児童生徒の早期発見・対応に学校が果たす役割は大きく、福祉関係部局からも期待されているところです。誰一人取り残されることなく、すべての児童生徒が健やかに成長することのできる社会の実現のために、次の事項について、特段の措置を講じていただきたい。

1 ヤングケアラーや虐待等、家庭環境に課題を抱える児童生徒に対する福祉的な支援の充実のため、スクールソーシャルワーカー配置に係る国の補助については、補助率を対象経費の2分の1以内へ引き上げていただきたい。

(教育委員会)

---

## 51 国によるSNS等を活用した相談体制の構築事業の確立・運営について

[文部科学省、厚生労働省]

---

SNS等を活用した相談体制構築事業については、都道府県及び指定都市を中心に、文部科学省又は厚生労働省の事業を活用して実施されているところであり、いじめを含む様々な悩みや不安を抱える多くの生徒からの相談に対応し、問題の深刻化の防止に一定の効果が見られます。

新型コロナウイルス感染症の拡大が収束しない中、様々な要因から不安や悩みを抱える生徒が増加し、本県においても、ここ数年生徒の命に関わる重大な事案が例年に比べて多く発生しました。このような状況を受け、今年度も早期に生徒の心のケアを行う必要があることから、本県では、「ぐんま高校生オンライン相談」を実施しています。

一方、全国的に見ると、SNS等を活用した相談体制の構築事業に取り組んでいる自治体内に居住しているものの、域外の学校に通っていることにより、相談の機会が与えられない生徒も存在します。全国の中高生等に等しく相談の機会が与えられる必要があることから、次の事項について、特段の措置を講じていただきたい。

- 1 SNS等を活用した相談体制について、国により、全国の生徒を対象とした制度を創設し、運営していただきたい。

(教育委員会)

---

## 52 障害のある生徒の就業体験及び卒業後の就労先確保について

[文部科学省、厚生労働省]

---

近年、特別支援学校の児童生徒数や求職障害者数が増加傾向にある中で、障害者が自立していくためには、特別支援学校におけるキャリア教育や職業教育の充実のほか、社会福祉施設等における生活支援や就労支援など、総合的な対策を行う必要があります。

また、障害者法定雇用率は現行では2.3%であり、令和6年4月から2.5%、令和8年7月からは2.7%と段階的に引き上げられ、加えて、令和7年4月から除外率も除外率設定業種ごとにそれぞれ10ポイント引き下げられます。これらのことから、雇用義務の対象がより小規模な企業に拡大されることとなるため、中小企業を中心とした企業に対する支援施策の更なる充実が求められています。

障害のある生徒が、高等部卒業後、地域で安心して生活し、生きがいを持って就労できる環境整備をなお一層推進していくため、次の事項について特段の措置を講じていただきたい。

- 1 障害のある生徒の就業体験の円滑な実施のための環境整備及び卒業後の正規雇用としての就労先確保のための仕組みを構築していただきたい。

(教育委員会)

---

## 53 学校における医療的ケア児等支援の拡充について

〔文部科学省、厚生労働省〕

医療技術の進歩等を背景として、人工呼吸器や胃ろう等を使用し、喀痰吸引や経管栄養等の医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等が増加しています。令和3年9月には、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、医療的ケア児及びその家族に対する支援について、国や地方公共団体の責務等が規定されるとともに、教育等の拡充に係る施策の実施が求められています。

本県では、医療的ケアを必要とする児童生徒や医療的ケア実施校の増加に伴い、看護師を増員するなど安全・適正な実施体制の整備に努めてきました。これにより、児童生徒の健康状態の安定や教育活動への参加の機会が広がるなど、医療的ケアを必要とする児童生徒の教育の充実が図られています。

一方で、さらなる対象児童生徒の増加や通学支援、進級・進学に伴う在校時間の拡大など、今後も看護師の増員や勤務時間延長等に適切に対応していく必要があります。

また、幼稚園、小・中学校、高等学校等において、障害のある幼児児童生徒の日常生活上の介助や、発達障害等の幼児児童生徒に対する学習支援等を行う特別支援教育支援員については、その配置が対象となる児童生徒の増加に追いついていない状況があります。

学校設置者が、医療的ケアを必要とする児童生徒を含め、教育上特別な支援を必要とする幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じ、適切な支援が行えるよう、次の事項について、特段の措置を講じていただきたい。

- 1 たんの吸引や経管栄養等の医療的ケア看護職員及び介護福祉士等の配置に要する経費の国による補助については、補助率を対象経費の2分の1以内へ引き上げるとともに、国の予算額を増額するなど、十分な財政支援措置を講じていただきたい。
- 2 医療的ケアを必要とする児童生徒の通学支援及び保護者等の負担軽減に

向けて十分な財政措置を講じていただきたい。

- 3 現在、特別支援教育支援員については国が市町村に対して必要な経費を財政措置しているところですが、これについても、支援の拡充を講じていただきたい。

(教育委員会)